

平成19事業年度
事業報告書

自平成19年 4月 1日
至平成20年 3月31日

独立行政法人 日本学生支援機構

***** 目 次 *****

I 独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	1
(1) 法人の概要	1
(2) 本部・各事務所等の所在地	4
(3) 資本金の状況	5
(4) 役員の状況	5
(5) 常勤職員の状況	5
3. 財務諸表の要約	6
4. 財務情報	10
(1) 財務諸表の概況	10
(2) 施設等投資の状況	13
(3) 予算・決算の概況	13
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	14

II 事業の説明

1. 財源構造	15
2. 財務データ及び業務実績と関連付けた事業説明	15
(1) 奨学金貸与事業	15
① 奨学金の貸与	16
② 奨学生の補導	17
③ 返還金の回収	19
④ 返還の免除	21
⑤ 機関保証制度	22
⑥ 寄附金	22
⑦ 諸手続きの改善・効率化	23

(2) 留学生支援事業	23
① 国際奨学関連	23
② 宿舎の整備	25
③ 日本留学試験の実施	27
④ 留学生交流推進事業	28
⑤ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ	31
⑥ 留学情報の提供等	33
⑦ 日本語教育の実施	35
(3) 学生生活支援事業	37
① 研修事業	37
② 学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業	37
③ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付	39
④ 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究等	40
⑤ 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の審査・評価、公表等に関する業務の実施	42

別表 1	学種別奨学金貸与状況
別表 2	奨学金の貸与月額
別表 3	奨学生の補導状況
別表 4	返還金の回収状況等
別表 5	奨学金返還免除額
別表 6	研修事業一覧
別表 7	障害学生修学支援関係セミナー等実施状況

独立行政法人日本学生支援機構 平成19年度事業報告書

I 独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 国民の皆様へ

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的として、平成16年4月に設立されました。

第1期中期計画期間（平成16年度から平成20年度）の4年目に当たる平成19年度においては、次期中期計画も見据え、各業務の一層の重点化や効率化を図り、効果的に学生支援サービスを提供できるよう、組織を挙げて取り組んでまいりました。

この間、「経済財政改革の基本方針2007～美しい国へのシナリオ～」（平成19年6月閣議決定）において、優秀で意欲ある学生に対する奨学金の拡充が盛り込まれるとともに、平成20年1月の内閣総理大臣の施政方針演説において「留学生30万人計画」の策定と実施が表明されました。このような背景のもと、当機構が実施する事業の重要性はますます高まってきているものと認識しております。

今後とも引き続き、機構は、学生支援を先導する中核機関として、役職員一体となってその使命を果たしていく所存です。また、公共的使命と社会的責任を自覚し、社会的信頼の維持と業務の公正性の確保に努めるとともに、常に法令等を遵守し、一層適切な業務遂行に努めてまいります。皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

（独立行政法人日本学生支援機構法第3条・一部略）

② 業務内容

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行っている。

- ① 学生等への学資の貸与
- ② 留学生への学資の支給その他必要な援助
- ③ 留学生寄宿舎等の設置及び運営
- ④ 日本留学試験の実施

- ⑤日本語予備教育の実施
 - ⑥留学生寄宿舎の設置者等への助成金の支給
 - ⑦留学生交流の推進
 - ⑧大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供
 - ⑨学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究
- (独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項・要旨)

③ 沿革

平成16年4月 日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として設立。

[旧法人の沿革]

◆日本育英会

- 昭和18年10月 財団法人大日本育英会として創立
- 昭和19年4月 特殊法人大日本育英会として設立
- 昭和28年8月 日本育英会に名称変更

◆日本国際教育協会

- 昭和32年3月 財団法人として設立

◆内外学生センター

- 昭和20年3月 文部省内に文部大臣を会長とした動員学徒援護会設立
- 昭和20年7月 財団法人勤労学徒援護会として設立
- 昭和22年1月 財団法人学徒援護会に名称変更
- 平成元年4月 財団法人内外学生センターに名称変更

◆国際学友会

- 昭和10年12月 外務省の外郭団体として創立
- 昭和15年12月 財団法人国際学友会（内閣情報局所管）として設立
- 昭和20年8月 所管官庁が外務省に移管
- 昭和54年4月 所管官庁が文部省に移管

◆関西国際学友会

- 昭和31年6月 財団法人関西国際学友会（外務省所管）として設立
- 昭和54年4月 所管官庁が文部省に移管

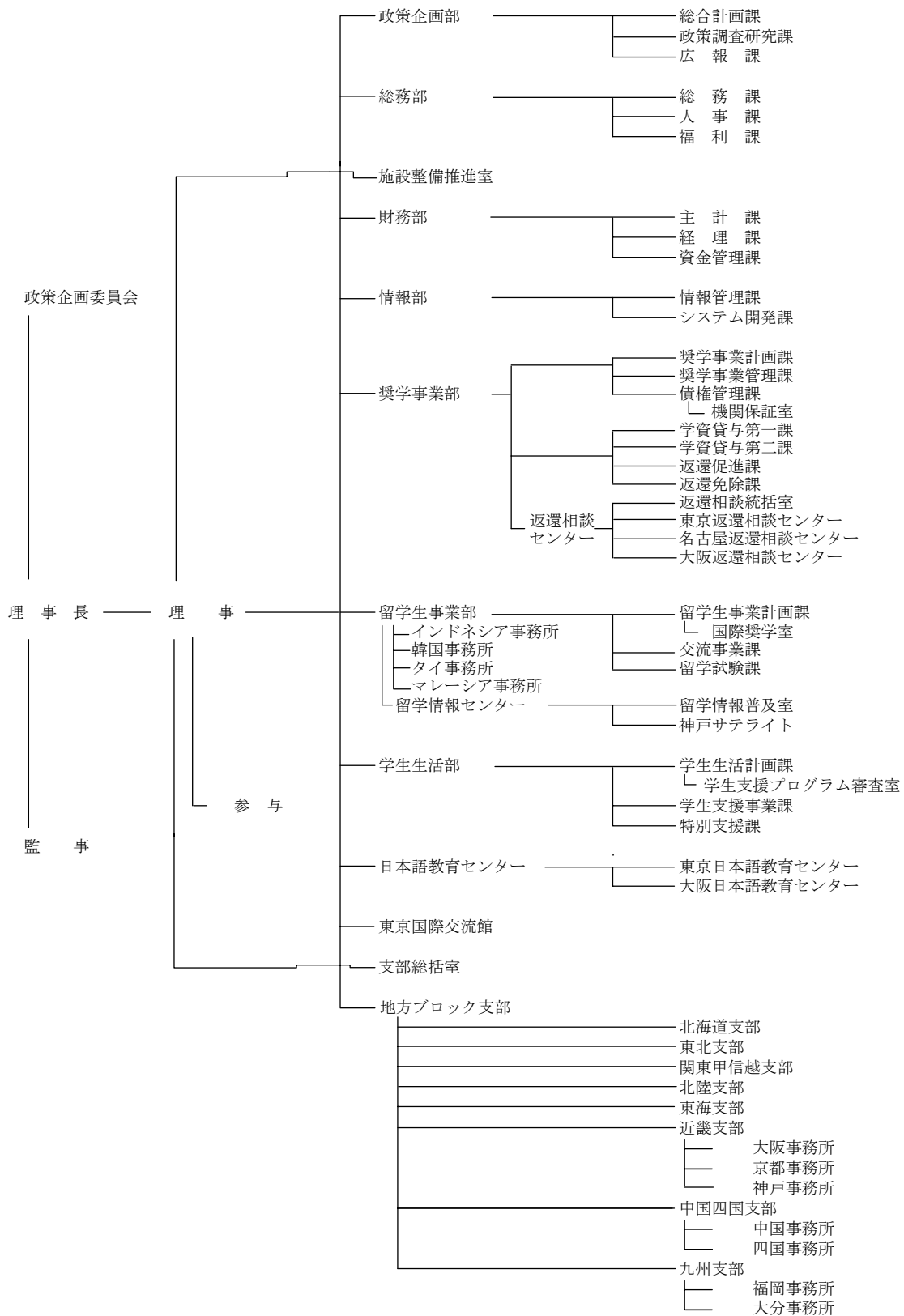
④ 設立根拠法

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局学生支援課）

⑥ 組織図



(2) 本部・各事務所等の所在地

- ◆本部 : 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3
- ◆市谷事務所 : 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
- ◆駒場事務所 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
- ◆青海事務所 : 〒135-8630 東京都江東区青海2-79
- ◆留学情報センター : 〒135-8630 東京都江東区青海2-79
 - ・神戸サテライト : 〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8
- ◆日本語教育センター
 - ・東京日本語教育センター : 〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-22-7
 - ・大阪日本語教育センター : 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
- ◆東京国際交流館 : 〒135-8630 東京都江東区青海2-79 国際研究交流大学村内
- ◆地方ブロック支部
 - ・北海道支部 : 〒062-0906 北海道札幌市豊平区豊平6条6丁目5-35
 - ・東北支部 : 〒981-0935 宮城県仙台市青葉区三条町10-15
 - ・関東甲信越支部 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
 - ・北陸支部 : 〒920-1167 石川県金沢市もりの里1-147
 - ・東海支部 : 〒460-0013 愛知県名古屋市中区上前津2-1-30 上前津ビル内
 - ・近畿支部 大阪事務所 : 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町1-31
 - ・近畿支部 京都事務所 : 〒606-8203 京都府京都市左京区田中関田町2-24
 - ・近畿支部 神戸事務所 : 〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8
 - ・中国四国支部 中国事務所 : 〒730-0803 広島県広島市中区広瀬北町9-3
 - ・中国四国支部 四国事務所 : 〒790-0806 愛媛県松山市緑町1-3-27
 - ・九州支部 福岡事務所 : 〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町4-1
 - ・九州支部 大分事務所 : 〒874-0926 大分県別府市京町11-8
- ◆海外事務所
 - ・インドネシア (ジャカルタ) : Summitmas Tower I, 2nd Floor, Jalan Jenderal Sudirman KAV 61-62, Jakarta 12190 INDONESIA
 - ・韓国 (ソウル) : Garden Tower 702, 98-78 Unni-dong, Jongro-gu, Seoul 110-795 KOREA
 - ・タイ (バンコク) : 10F Serm-mit Tower, 159 Asok-Montri Rd., Bangkok 10110 THAILAND
 - ・マレーシア (クアラルンプール) : Suite 1101, Menara Amcorp, AMCORP Trade Centre, No.18, Jalan Persiaran Barat, Petaling Jaya, Selangor 46050 MALAYSIA

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	100	0	0	100
資本金合計	100	0	0	100

(4) 役員 の 状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北原保雄	自 平成16年4月1日 至 平成20年3月31日	—	昭和35年4月 東京都立学校教員採用 昭和43年4月 和光大学人文学部講師 昭和46年4月 和光大学人文学部助教授 昭和49年4月 筑波大学文芸・言語学系助教授 昭和59年9月 筑波大学文芸・言語学系教授 平成2年4月 筑波大学文芸・言語学系長 平成5年4月 筑波大学附属図書館長 平成10年4月 筑波大学長
理事	矢野重典	自 平成19年4月14日 至 平成20年3月31日	政策企画、総務及び財務に関する業務担当	昭和46年4月 文部省採用 平成11年7月 文部省教育助成局長 平成13年1月 文部科学省初等中等教育局長 平成15年7月 文部科学審議官 平成16年7月 国立教育政策研究所長
理事	長谷川裕恭	自 平成18年2月1日 至 平成20年3月31日	奨学金に関する業務担当	昭和49年4月 文部省採用 平成12年6月 文化庁文化財保護部長 平成13年1月 文化庁文化財部長 平成13年7月 東京工業大学事務局長 平成14年11月 東北大学事務局長 平成16年4月 (独) 大学評価・学位授与機構理事
理事	簗島則和	自 平成18年7月10日 至 平成20年3月31日	留学生事業及び日本語教育に関する業務担当	昭和43年3月 日本生命保険相互会社入社 昭和63年7月 (株) ニッセイ基礎研究所出向、金融研究部長 平成10年3月 ニッセイ投資顧問(株)〔現ニッセイアセットマネジメント(株)〕取締役 平成13年3月 同社、常務取締役 平成15年6月 常任監査役
理事	大貫賢一	自 平成19年1月1日 至 平成20年3月31日	学生生活、情報及び支部に関する業務担当	昭和42年4月 日本育英会採用 平成15年4月 日本育英会総務部長 平成16年4月 日本学生支援機構総務部長 平成18年1月 日本学生支援機構参与(兼)支部総括室長
監事	佐藤正行	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	—	昭和52年4月 学校法人慶応義塾採用 平成17年11月 慶応義塾大学学生総合センター事務次長 平成19年3月 慶応義塾塾監局参事
監事(非常勤)	中野陽一	自 平成16年4月1日 至 平成20年3月31日	—	昭和49年11月 新和監査法人(現あずさ監査法人)採用 平成元年12月 中野公認会計士事務所開設

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成19年度末において486人(前期末比21人減少、4.1%減)であり、平均年齢は42.9歳(前期末42.8歳)となっている。このうち、国等からの出向者は64人、民間からの出向者は2人である。

③ キャッシュ・フロー計算書

(<http://www.jasso.go.jp/budget/documents/19cf.pdf>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△6,273
人件費支出	△5,376
学資金の貸付等による支出	△854,848
借入金の返済等による支出	△424,798
補助金等収入	66,882
学資金の回収による収入	320,787
借入等による収入	920,220
自己収入等	18,508
その他収入・支出	△47,647
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△4,451
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△192
IV 資金に係る換算差額 (D)	—
V 資金減少額 (E = A + B + C + D)	△10,917
VI 資金期首残高 (F)	64,626
VII 資金期末残高 (G = F + E)	53,710

④ 行政サービス実施コスト計算書

(<http://www.jasso.go.jp/budget/documents/19gyocost.pdf>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	99,479
損益計算書上の費用	117,381
(控除) 自己収入等	△17,902
II 損益外減価償却相当額	1,469
III 損益外減損損失相当額	0
IV 引当外賞与見積額	△10
V 引当外退職給付増加見積額	16
VI 機会費用	23,529
VII 行政サービス実施コスト	124,483

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金	: 現金、預金
第一種学資金	: 無利子奨学金
第二種学資金	: 有利子奨学金
貸倒引当金	: 第一種学資金及び第二種学資金の回収不能見込額
その他 (流動資産)	: 学資金未収利息

有形固定資産	: 土地、建物、機械装置、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 借地権、ソフトウェアなど、長期にわたって使用または利用する無形の固定資産
投資有価証券	: 満期保有目的で保有する有価証券（投資有価証券）
破産再生更生債権等	: 10年以上の第一種学資金及び第二種学資金の延滞債権
未収財源措置予定額	: 貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額
その他（固定資産）	: 差入保証金など
一年以内償還予定日本学生支援債券	: 翌年度に償還が予定される債券
一年以内返済予定長期借入金	: 翌年度に返済が予定される借入金
その他（流動負債）	: 預り金、リース債務、未払金など
日本学生支援債券	: 翌々年度以降に償還が予定される債券
長期借入金	: 翌々年度以降に返済が予定される借入金
その他（固定負債）	: 資産見返負債、長期リース債務など
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 機構設立にあたり出えんされた資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

学資金貸与業務費	: 奨学金貸与業務に要する費用
留学生学資金支給業務費	: 留学生等に対する奨学金の給付等の業務に要する費用
高等学校等奨学金事業移管業務費	: 都道府県に移管した高等学校等奨学金事業に要する費用
その他業務費	: その他留学生支援業務及び学生生活支援業務に要する費用
財務費用	: 利息の支払に要する費用
補助金等収益等	: 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益
自己収入等	: 事業収入、受託収入などの収益
財源措置予定額収益	: 当期に発生した貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額
その他	: 資産見返負債戻入、財務収益など

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額、政府出資等に係る機会費用及び無利子融資取引に係る本来支払うべき利払い額

4. 財務情報

【注】各表における各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(1) 財務諸表の概況

- ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

(経常費用)

平成19年度の経常費用は117,381百万円と、前年度比16,798百万円増（16.7%増）となっている。これは、事業規模の拡大に伴い第二種奨学金に係る支払利息が前年度比6,397百万円増（27.7%増）等により学資金貸与業務費が前年度比6,858百万円増（10.8%増）となったことが主な要因である。

(経常収益)

平成19年度の経常収益は122,630百万円と、前年度比21,482百万円増（21.2%増）となっている。これは、第二種奨学金事業に係る政府補給金収益が事業規模の拡大に伴い前年度比3,468百万円増（44.4%増）、第一種奨学金事業の返還免除等に係る財源措置予定額収益が前年度比5,982百万円増（16.0%増）となったことが主な要因である。

(当期総利益)

上記経常損益の状況として、平成19年度の当期総利益は5,249百万円と、前年度比4,684百万円増（829.2%増）となっている。これは、奨学金の回収状況が改善したことに伴い、機構設立以前に貸与された奨学金に係る貸倒引当金戻入益4,517百万円を計上したことが主な要因である。

(資産)

平成19年度末現在の資産合計は5,289,414百万円と、前年度末比480,148百万円増となっている。これは、奨学金貸与事業である第一種学資金及び第二種学資金の貸付金の増476,715百万円（10.1%増）が主な要因である。

(負債)

平成19年度末現在の負債合計は5,220,013百万円と、前年度末比476,368百万円増となっている。これは、奨学金貸与事業の財源等である長期借入金の414,519百万円増（9.6%増）、日本学生支援債券の61,000百万円増（14.2%増）が主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△6,273百万円と、前年度比6,478百万円減（50.8%減）となっている。

これは、支出は学資金の貸付による支出が前年度比43,428百万円増（5.5%増）、債券の償還による支出が発生し前年度比56,000百万円増（100%増）となったこと等で119,829百万円増となった。収入は、学資金の回収による収入が前年度比31,328百万円増（10.8%増）、長期借入金による収入が前年度比87,865百万円増（20.5%増）となったこと等で126,307百万円増となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△4,451百万円と、前年度比6,433百万円増(324.6%増)となっている。これは、有価証券の取得による支出が前年度比5,094百万円増(100%増)となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△192百万円と、前年度比16百万円増(8.9%増)となっている。これは、リース資産に係るリース料の支払いであるその他の財務活動による支出が前年度比16百万円増(37.2%増)となったことが要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
経常費用	66,023	70,737	100,583	117,381
経常収益	67,430	75,410	101,148	122,630
当期総利益	1,407	4,673	565	5,249
資産	3,859,929	4,337,487	4,809,267	5,289,414
負債	3,796,083	4,270,688	4,743,645	5,220,013
利益剰余金	1,407	6,080	6,645	11,894
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,479	23,706	△12,751	△6,273
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,538	△7	1,982	△4,451
財務活動によるキャッシュ・フロー	△147	△158	△176	△192
資金期末残高	52,031	75,572	64,626	53,710

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

奨学金貸与事業の事業損益は、5,140百万円と、前年度比4,636百万円の増(919.7%増)となっている。これは、奨学金の回収状況が改善したことに伴い、機構設立以前に貸与された奨学金に係る貸倒引当金戻入益が前年度比4,119百万円増(1,035.4%増)となったことが主な要因である。

留学生支援事業の事業損益は、199百万円と、前年度比101百万円の増(102.4%増)となっている。これは、自己収入が前年度比118百万円増(5.4%増)となったことが主な要因である。

学生生活支援事業の事業損益は、△29百万円と、前年度比34百万円の損失の減(53.9%減)となっている。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
奨学金貸与事業	1,147	4,587	504	5,140
留学生支援事業	73	37	98	199
学生生活支援事業	32	△25	△63	△29
法人共通	156	74	26	△61
合計	1,407	4,673	565	5,249

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

奨学金貸与事業の総資産は、5,223,768百万円と、前年度比481,206百万円の増（10.1%増）となっている。これは、第一種学資金及び第二種学資金の貸付金が前年度比476,715百万円増（10.1%増）となったことが主な要因である。

留学生支援事業の総資産は、59,895百万円と、前年度比1,215百万円の減（2.0%減）となっている。これは、建物等留学生宿舎に係る資産が減価償却等により前年度比1,254百万円減（2.9%減）となったことが主な要因である。

学生生活支援事業の総資産は、92百万円と、前年度比27百万円の減（22.5%減）となっている。これは、学生生活支援事業に係る建物等資産の移管により前年度比75百万円減（100.0%減）となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
奨学金貸与事業	3,790,981	4,270,480	4,742,562	5,223,768
留学生支援事業	62,507	61,833	61,110	59,895
学生生活支援事業	97	88	118	92
法人共通	6,344	5,085	5,476	5,659
合計	3,859,929	4,337,487	4,809,267	5,289,414

④行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成19年度の行政サービス実施コストは124,483百万円と、前年度比7,737百万円増（6.6%増）となっている。これは、事業規模の拡大に伴い学資金貸与業務費の第二種奨学金に係る支払利息が前年度比6,397百万円増（27.7%増）となったこと、平成17年度に都道府県へ移管した高等学校等奨学金事業に係る業務費が学年進行に伴い前年度比9,837百万円増（51.9%増）となったこと、無利子融資取引に係る機会費用が利率の低下に伴い前年度比6,934百万円減（23.4%減）となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
業務費用	52,631	56,175	84,860	99,479
うち損益計算書上の費用	66,023	70,737	100,583	117,381
うち自己収入	△13,392	△14,562	△15,722	△17,902
損益外減価償却等相当額	1,787	1,720	1,742	1,469
損益外減損損失相当額	-	-	-	0
引当外賞与見積額	-	-	-	△10
引当外退職給付増加見積額	112	△117	△171	16
機会費用	14,461	15,398	30,315	23,529
行政サービス実施コスト	68,991	73,176	116,746	124,483

(2) 施設等投資の状況

当事業年度中に処分した主要施設等は、以下のとおりである。

- ①東京国際交流会館解体による除却（取得価格100百万円、減価償却累計額29百万円）
- ②仙台第二国際交流会館体育館解体による除却（取得価格19百万円、減価償却累計額2百万円）

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	16年度		17年度		18年度		19年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入								
日本学生支援債券借入金	76,000	76,000	110,000	110,000	117,000	117,000	117,000	117,000
運営費交付金	407,984	407,984	428,460	428,460	428,636	428,636	558,899	558,899
政府交付金	23,006	23,006	22,704	22,704	21,963	21,963	21,446	21,446
国庫補助金等	-	-	9,126	9,126	18,963	18,963	28,800	28,800
貸付回収金	10,788	10,788	10,184	9,960	11,468	11,363	16,708	16,708
貸付金利息	231,144	233,768	244,744	264,796	273,247	288,435	298,502	320,629
事業収入等	10,601	10,739	10,975	11,338	12,051	12,166	12,748	13,772
計	3,761	3,265	3,761	3,269	3,708	3,767	3,784	4,230
	763,284	765,550	839,955	859,654	887,036	902,293	1,057,886	1,081,484
支出								
高等学校等奨学金事業移管業務費	-	-	9,126	9,126	18,963	18,963	28,800	28,800
学資金貸与事業費	684,280	659,928	741,915	724,991	780,978	781,787	821,535	825,025
一般管理費	3,027	2,816	2,950	2,821	2,829	2,778	2,756	2,775
業務経費等	23,741	23,425	23,739	23,151	23,066	22,838	22,611	22,349
借入金等償還	43,306	43,306	56,026	56,026	69,046	69,046	180,304	180,304
借入金等利息償還	20,225	19,795	19,615	19,615	21,494	21,494	27,985	27,932
計	774,578	749,269	853,371	835,731	916,376	916,907	1,083,991	1,087,184

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

機構においては、平成15年度予算を基準として、当中期目標期間中における一般管理費について、16%以上を、その他の事業費については9%以上を削減することを目標としている。これらの目標を達成するため、冷暖房温度調整等による光熱水費の削減等の措置を講じているところである。

(単位：百万円)

区分	15年度		当中期目標期間							
	金額	比率	16年度		17年度		18年度		19年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	3,278	100%	2,816	85.9%	2,821	86.1%	2,778	84.7%	2,775	84.7%
その他の事業費	19,116	100%	17,880	93.5%	17,884	93.6%	17,471	91.4%	17,023	89.1%

II. 事業の説明

1. 財源構造

機構の経常収益は122,630百万円で、その内訳は、運営費交付金収益21,012百万円（収益の17.1%）、施設費収益72百万円（0.1%）、学資金利息等自己収入17,627百万円（14.4%）、受託収入98百万円（0.1%）、補助金等収益40,134百万円（32.7%）、財源措置予定額収益43,296百万円（35.3%）等となっている。

これを事業別に区分すると、奨学金貸与事業では、運営費交付金収益5,228百万円（4.3%）、貸付金利息等自己収入15,365百万円（12.5%）、補助金等収益40,085百万円（32.7%）、財源措置予定額収益43,296百万円（35.3%）等である。

留学生支援事業では、運営費交付金収益12,679百万円（10.3%）、施設費収益72百万円（0.1%）、受託収入98百万円（0.1%）、留学生宿舍収入等自己収入2,206百万円（1.8%）等である。

学生生活支援事業では、運営費交付金収益518百万円（0.4%）、補助金等収益49百万円（0.0%）等となっている。

また、日本学生支援機構法第19条第1項に基づき、奨学金貸与事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入を行い（516,501百万円、期末残高4,718,493百万円）、日本学生支援債券を発行している（117,000百万円、期末残高491,000百万円）。

2. 財務データ及び業務実績と関連付けた事業説明

(1) 奨学金貸与事業

奨学金貸与事業としては、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っている。平成19年度においては、引き続き学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実等の更なるサービスの向上に努めるとともに、延滞者に対する督促の強化等により返還金の回収促進に努めた。

事業の財源は、第一種奨学金事業については、一般会計借入金（74,709百万円）及び奨学生からの返還金（172,609百万円）となっており、第二種奨学金事業については、財政融資資金借入金（383,200百万円）、日本学生支援債券（117,000百万円）及び奨学生からの返還金等（77,507百万円）となっている。

事業に要する費用の財源は、運営費交付金収益（5,228百万円）、延滞金収入（2,219百万円）等の自己収入等となっている。

事業に要する費用としては、学資金貸与業務に係る費用6,502百万円等となっている。

① 奨学金の貸与

ア 貸与実績

(ア) 平成19年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせて貸与人員100万6,335人、貸与金額8,215億3,510万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員103万6,595人、貸与金額8,250億2,500万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は37万7,458人で、第一種奨学金は12万3,652人(32.8%)、第二種奨学金は25万3,806人(67.2%)である。

区 分		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸 与 人 員	第 一 種 奨 学 金	人 (41.0%) 395,725	人 (41.0%) 401,297	人 (37.8%) 372,247	人 (37.4%) 377,456	人 (34.3%) 345,005	人 (33.7%) 348,987
	第 二 種 奨 学 金	(59.0%) 569,962	(59.0%) 576,939	(62.2%) 612,050	(62.6%) 631,997	(65.7%) 661,330	(66.3%) 687,608
	計	(100.0%) 965,687	(100.0%) 978,236	(100.0%) 984,297	(100.0%) 1,009,453	(100.0%) 1,006,335	(100.0%) 1,036,595
貸 与 金 額	第 一 種 奨 学 金	千円 (34.2%) 254,014,939	千円 (34.8%) 252,245,427	千円 (32.4%) 253,137,670	千円 (32.3%) 252,424,304	千円 (30.3%) 248,870,771	千円 (30.0%) 247,318,308
	第 二 種 奨 学 金	(65.8%) 487,900,117	(65.2%) 472,745,569	(67.6%) 527,840,021	(67.7%) 529,363,060	(69.7%) 572,664,332	(70.0%) 577,706,690
	計	(100.0%) 741,915,056	(100.0%) 724,990,996	(100.0%) 780,977,691	(100.0%) 781,787,364	(100.0%) 821,535,103	(100.0%) 825,024,998

- (注) 1. 各欄上段()内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。
2. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。
- 平成17年度・・・41,488人、9,125,947千円
 平成18年度・・・82,974人、18,963,117千円
 平成19年度・・・124,458人、28,799,807千円
3. 平成18年度及び19年度における第二種奨学金は、奨学金適格者が計画を上回ったため、貸付回収金の増収分を充当した。

平成19年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表1「学種別奨学金貸与状況」及び別表2「奨学金の貸与月額」のとおりである。

(イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金採用候補者(16万8,464人、うち第一種奨学金3万4,000人、第二種奨学金13万4,464人)として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は13万4,503人(第一種奨学金2万9,224人、第二種奨学金10万5,279人)であった。

(ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は2,104人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は2,831人であった。

(エ) 平成15年度より、入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に30万円を増額して貸与する制度（入学時特別増額貸与奨学金）が第二種奨学金において創設され、平成16年度より第一種奨学金申込者も申請可能になった。平成19年度の採用実績は4万7,341人、142億230万円であった。

イ 事業費の財源

平成19年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨 学 金 の 財 源

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(36.2%) 91,360,352	(32.2%) 81,336,138	(30.2%) 74,708,821
	貸付回収金充当	(63.8%) 160,885,075	(67.8%) 171,088,166	(69.8%) 172,609,487
	計	(100.0%) 252,245,427	(100.0%) 252,424,304	(100.0%) 247,318,308
第二種奨学金	財政融資資金	(71.3%) 337,100,000	(65.6%) 347,300,000	(66.3%) 383,200,000
	日本学生支援債券	(23.3%) 110,000,000	(22.1%) 117,000,000	(20.3%) 117,000,000
	貸付回収金充当等	(5.4%) 25,645,569	(12.3%) 65,063,060	(13.4%) 77,506,690
	計	(100.0%) 472,745,569	(100.0%) 529,363,060	(100.0%) 577,706,690

- (注) 1. 各欄上段()内は第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。
 2. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。
 平成17年度・・・9,125,947千円、平成18年度・・・18,963,117千円、
 平成19年度・・・28,799,807千円

② 奨学生の補導

ア 適格認定の電子情報化及び奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、奨学生から「奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施している。

平成 18 年度より、最高学年の者を除いた 10 月時点貸与中奨学生を対象として、適格認定を従来の書類による処理から電子情報化し、インターネットを通じて実施している。

具体的には、各学校と機構との間でインターネットを通じ、個々の奨学生の継続願、各学校における適格認定の際の認定基準の適用及び認定結果を相互に送受信することにより、継続願の提出と認定基準の適切な運用を機構がチェックすることが可能となり、これにより奨学金継続者の確定作業の厳正化を図った。平成 19 年度より新たに継続願提出時において返還の義務を自覚していることを大学等からの報告により確認し、奨学生としてふさわしくない者に対しては奨学生としての資格の廃止等の処置を行った。

適格認定手続きの電子情報化の結果、継続者が迅速に確定されることにより、従来 5 月に交付していた 4 月分奨学金を、4 月に交付することが可能となった。

また、「奨学金継続願」による適格認定以外でも、奨学生として適格性に問題があると認定される事由が生じた場合は、規程等に従い、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。）又は激励の処置を行っている。

（参考）平成 19 年度の適格認定の実施状況

平成 19 年度実績 (735,677 件中)	
奨学金廃止（留年者等）	8,599 件 (1.2%)
奨学金停止（学業成績不振者等）	9,161 件 (1.2%)
警告（学習評価が著しく劣る者等）	9,259 件 (1.3%)
激励（学習評価が劣る者）	27,888 件 (3.8%)
合 計	54,907 件 (7.5%)

なお、従前の受領資格確認制度（平成 11 年度以前採用の第一種奨学生、平成 10 年度以前採用の第二種奨学生）における審査対象数 3 件(処置数 0 件)を含む奨学生の補導状況に関しては、別表 3「奨学生の補導状況」のとおりである。

イ 寄附金事業

財団法人中島記念国際交流財団からの助成を受けて、「育英友の会」との共催により、「留学生・奨学生地域交流集会」を実施した。

この事業は、地域における外国人留学生・日本人学生・高等教育機関関係者等間の交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的に、夏休み期間を利用して実施するものであり、平成 19 年度には、全国 6 か所において、354 人の日本人学生、外国人留学生が参加した。

ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法を掲載したホームページを開設している。

また、東京・名古屋・大阪の 3 地区の返還相談センターにおいて、全国共通のナビダイヤルにより奨学金の返還や貸与に関する相談に対応している。

③ 返還金の回収

ア 返還及び貸与債権の状況

(ア) 平成19年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表4-1「1 返還及び貸与債権の状況」のとおりである。

平成19年度の返還状況については、平成20年3月末現在、返還を要する人員222万4千万人のうち29万7千人(13.3%)が返還の履行を怠り、その結果、返還すべき金額3,175億円のうち660億円(20.8%)は未返還となっている。

(イ) 平成19年度の貸与債権の状況については、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせた貸与金残高5兆2,010億円で、このうち返還を要する債権額は3兆2,354億円となっている。

3月以上の延滞債権額は2,253億円、6月以上の延滞債権額については1,683億円であり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も3月以上が7.0%、6月以上が5.2%であった。

また、上記の延滞債権とは別に、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項の規定により返還期限を猶予している債権額は4,223億円となっており、その内訳として、本人が学校に在学している等の事由による債権額が3,353億円、災害・傷病等の事由による債権額が870億円となっている。

なお、要返還債権のうち1日以上の延滞債権の占める割合が平成19年度においては、人員で12.6%、金額で11.2%となっており、平成18年度と比較して、人員で0.4ポイント、金額で0.3ポイント改善している。

(ウ) 平成19年度における返還者全体に占める延滞者の割合(延滞者割合)については、別表4-2「2 学種別延滞者割合」のとおりである。

第一種奨学金の延滞者割合が14.6%、第二種奨学金の延滞者割合が11.4%、第一種・第二種奨学金の計が13.3%であり、平成18年度と比較していずれも0.4ポイント減となった。

イ 回収の方法

(ア) リレー口座等

返還金は、口座振替(以下「リレー口座」という。)及び払込通知書による請求の方法により回収している。

リレー口座は、返還業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成7年に制度が導入された。平成19年度におけるリレー口座加入状況は、別表4-2「3 リレー口座加入状況」のとおりである。平成19年度末現在の加入者数は202万8千人で、加入率は加入対象者234万3千人の86.5%(新規卒業者は96.2%)に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。

口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約5.3%程度の振替不能が発生している。

一方、リレー口座制度全員加入対象者（平成10年3月卒業者から原則全員加入）以前の返還者のうち、無延滞者に対する払込通知書による請求については、本人が指定する期日に延べ19万3千件送付して返還金の回収を行っている。

(イ) 延滞者に対する回収

- i 延滞者に対して、払込通知書及び督促状を延べ100万件送付し、延滞者の連帯保証人及び保証人に対して、払込通知書や延滞解消を促す文書を延べ56万5千件送付した。なお、リレー口座振替不能者に対しては、延滞3月の延滞者の保証人に延滞解消を促す文書や督促架電を実施し、請求の早期化を図った。
- ii 督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者35,165件に対して、配達証明郵便により支払督促申立予告書を発送した。また、2,857件に対しては「支払督促申立」を行い、785件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得した者のうち23件に対しては「強制執行予告」を行い、1件に対して「強制執行申立」を行った。

ウ 返還促進のための措置

- (ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付（延べ10万件）、連帯保証人へ加入督促通知の送付（延べ8万9千件）及び未加入者に対する加入督促架電（8月・10月・12月・2月、延べ13万2千件）を実施した。
- (イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、振込不能1から6回目の者に対する督促架電（4月から3月まで、延べ101万件）を夜間（午後5時から9時）及び休日を中心に実施した。
- (ウ) 払込通知書による返還者に対して、督促架電を実施した。
（6・9・12・2・3月、延べ12万5千件）
- (エ) リレー口座加入者のうち、長期振替不能者に対する督促架電を実施した。
（6・9・12・2・3月、延べ19万7千件）
- (オ) リレー口座未加入延滞者（未入金者）に対し、加入及び督促架電を実施した。
（6・9・12・2月、延べ4万9千件）
- (カ) 延滞9月・12月の返還者に対し、新たに外部委託により督促架電を実施した。
（4月から3月、延べ1万9千件）
- (キ) 住所不明者に対する住所調査（延べ17万5千件）を実施した。
- (ク) 平成20年3月新規卒業者から、学校との連携の下、返還誓約書の提出時期の早期化（従来3月 → 1～2月）を図るとともに、住民票の提出を義務化した。併せて、リレー口座加入手続きを早め、返還誓約書と同時にリレー口座加入申込書の本人控（写）を提出させることとした。

(ケ) シンクタンクに依頼した回収委託に係る費用対効果の調査・分析を踏まえ、平成 19 年 12 月から平成 20 年 2 月までの間、平成 19 年 12 月時点において延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者 (8,231 件) を対象に、債権回収の委託を実施した。

(参考) 債権回収業者による回収状況

平成 19 年 12 月実施

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
8,231 件	1,382,317 千円	1,814 件 (22.0%)	222,042 千円 (16.1%)	823 件 (10.0%)	2,637 件 (32.0%)

債権回収業者の委託手数料：回収金額の 4.8%、猶予取次ぎ 1 件に対して 300 円の手数料及び消費税であった。

エ 返還意識の涵養のための措置

(ア) 卒業を控えた奨学生に対して、返還の重要性・返還に伴う諸手続きについて説明するため大学等が実施する返還説明会のうち、268 校に対して職員を派遣し、その充実を図った。

(イ) 新たに、新規卒業者で平成 19 年度から返還を開始する者に対して、出身学校長と機構理事長の連名の文書「日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ」を機構より発送した。(9 月、20 万 4,499 件)

(ウ) 大学等に対して「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」と「延滞率及びリレー口座加入率のお知らせ」の文書を発送し(7 月、3,809 校)、在学中からの返還意識の涵養に努めた。

(エ) 各学校での返還説明会をより充実させるため、「奨学金返還ビデオ」の改訂版を作成し、大学等へ配付した。また、在学中から返還意識の涵養を図るため、「奨学金ガイダンスビデオ」(申込者向け・新規採用者向けの二部構成)を作製し、返還促進ポスターと併せて大学等へ提供を行い、ホームページでも閲覧できるようにした。

④ 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができる。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合に奨学金の全部又は一部が免除される。なお、大学院奨学生を対象とした、教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となった。

これらの措置により、平成 19 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 264 億 561 万円、第二種奨学金 7 億 8,924 万円、計 271 億 9,485 万円であった。

返還免除の状況は、別表 5 「奨学金返還免除額」のとおりである。

⑤ 機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすることを目的に、平成16年度に機関保証制度を創設した。

学生は奨学金を申し込むときに、連帯保証人・保証人を立てる人的保証制度か、一定の保証料を保証機関に支払うことで保証機関の保証が得られる機関保証制度のどちらかを選択する。加入は任意で、どちらを選択するかは学生の自主的判断による。奨学生であった者が指定期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わって残った奨学金の額を一括返済し（代位弁済）、その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済の請求を行う。

平成19年度の本制度への加入件数（人的保証から機関保証への変更を含む。）は、延べ143,571件であった。

平成19年度の本制度の選択状況は下表のとおりである。

	機関保証選択数 (件) …… A	新規採用数 (件) …… B	機関保証選択率 A/B (%)
第一種奨学金	36,305	123,128	29.5
第二種奨学金	101,571	269,278	37.7
計	137,876	392,406	35.1

(注) 選択数とは、奨学生採用時に機関保証を選択した延べ件数であり、人的保証から機関保証への変更分は含まない。

平成19年度の代位弁済状況は下表のとおりである。

	件数	金額(千円)
第一種奨学金	3	1,903
第二種奨学金	21	36,004
計	24	37,907

⑥ 寄附金

奨学生であった方や一般の篤志家等から機構に寄附された金額は、平成19年度は、10,709万円であった。

この寄附金の一部を活用し実施する「優秀学生顕彰事業」は、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績を挙げた者に対して、これを奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的としたものであり、平成19年度は61校から117人の推薦があり、69人を顕彰した。

なお、機構への寄附金は、個人・法人ともに税制上の優遇措置が認められている。

⑦ 諸手続きの改善・効率化

満期予定者名簿等の電子情報化については、電子データファイルを機構ホームページより大学等がダウンロードできるシステムを導入した。

平成14年度より情報総合管理システム「イクシス」を稼働させ、大学等・奨学生・返還者等に対するサービス向上、業務処理の効率化及び事務の適切かつ円滑な処理の実現を図っている。このシステムのうち、インターネットによる奨学金の申込みを「スカラネット」と称している。

奨学金申込み時における「スカラネット」入力項目については、一部入力項目を削減し申請手続きをより簡単・迅速に行えるよう改善した。

「スカラネット」の利用状況については、次の表のとおりであり、平成19年度の「スカラネット」参加率は全体で99.4%であった。

学 種	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率
大学	721	712	98.8%	723	720	99.6%	728	727	99.9%
大学院	546	513	94.0%	532	528	99.2%	521	520	99.8%
短期大学	451	445	98.7%	426	425	99.8%	401	400	99.8%
高等専門学校	63	63	100.0%	64	64	100.0%	64	64	100.0%
専修学校	2,357	2,079	88.2%	2,251	2,134	94.8%	2,287	2,266	99.1%
計	4,138	3,812	92.1%	3,996	3,871	96.9%	4,001	3,977	99.4%

(2) 留学生支援事業

留学生支援事業としては、留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の整備、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進している。留学生の質の確保を図るため各種事業の充実に努めている。

事業の財源は、運営費交付金収益（12,679百万円）、財団法人日韓文化交流基金からの受託収入（98百万円）、留学生宿舍収入等の自己収入（2,206百万円）等となっている。

事業に要する費用は、奨学金の支給に係る費用が10,456百万円、留学生宿舍の運営に係る費用が1,711百万円、留学試験に係る費用が498百万円、日本語予備教育に係る費用が805百万円、留学生交流事業に係る費用が1,431百万円となっている。

① 国際奨学関連

ア 私費外国人留学生学習奨励費の給付

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生又は財団法人日本語教育振興協会が認定する日本語教育機関に在籍する就学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、大学院レベルでは月額70,000円、学部レベルでは月額50,000円の学習奨励費を給付した。

（注）学部レベルには、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育施設を含む。

(参考) 過去3年間の受給者数等の推移

	学習奨励費受給者数	
	平成17年度	大学院レベル
学部レベル		9,267人
平成18年度	大学院レベル	3,488人
	学部レベル	9,303人
平成19年度	大学院レベル	3,443人
	学部レベル	9,930人

イ 短期留学推進制度

我が国と諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解を増進することを目的として、短期留学推進制度による学生の受入れ及び派遣を行った。

受入れについては、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学から短期間（3か月以上1年以内）留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、留学準備金150,000円、奨学金月額80,000円を支給した。

派遣については、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学へ短期間（3か月以上1年以内）学生を派遣する場合に、当該留学生に対して、奨学金月額80,000円を支給した。

(参考) 過去3年間の支給人数推移

	受入れ	派遣
平成17年度	1,734人	623人
平成18年度	1,576人	679人
平成19年度	1,688人	714人

ウ 21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金（韓国）事業

「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、我が国と韓国の留学交流を促進するために、財団法人日韓文化交流基金から委託を受け、韓国の大学生を韓国の大学に在籍させたまま3か月以上1年以内受入れる際、その留学生に対し、奨学金（月額80,000円）及び留学準備金（150,000円）を支給した。平成19年度は、200人を採用した。

エ 先導的留学生交流プログラム支援制度

我が国の複数の大学の連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外

国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う先導的な留学生交流プログラムにより、我が国の大学から海外の大学に派遣される学生に係る経費の一部を支援する事業として、海外の大学に派遣される学生に対して給付金及び旅費を支給する制度である。平成19年度には、平成20年度からの新規募集に向けてEU代表部と連絡調整を行った。

オ 医療費の補助

外国人留学生が日本国内の保険医療機関等で疾病又は負傷等で診療を受け、医療費を支払った場合に、その医療費の自己負担分（健康保険法に基づく算定）の一部を補助することにより、外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的とした外国人留学生医療費補助制度を実施した。

平成19年度の補助件数は35,930件、1件当たりの平均補助額は約3,240円であった。

カ 国費外国人留学生への給与（奨学金）給付及び修学援助

国費外国人留学生に対する給与（奨学金）給付、招致及び帰国旅費の支給、教育費の支払い業務を行った。

また、新規に渡日した国費外国人留学生（日韓共同理工系学部留学生を除く。）2,638人に対して渡日一時金として25,000円を支給するとともに、大使館推薦による国費外国人留学生については、新東京国際空港及び関西国際空港等において出迎え、オリエンテーションを実施し、受入れ大学等へ赴くまでの手配を行った。

キ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金給付等

韓国の企業・研究所等における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、次世代を担う前途有為な学生を我が国の理工系大学に招致し、最先端技術・知識を習得させる文部科学省と大韓民国教育部との共同事業に協力し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行った。

平成19年度においては、平成19年10月に渡日した韓国人留学生99人に対して、渡日一時金、入学金、入学検定料及び奨学金を支給するとともに、平成15年度から平成18年度までの渡日者397人に対して、奨学金の給付及び授業料の支払い業務を行った。

② 宿舍の整備

ア 国際交流会館等の設置・運営

学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他学生生活を支援するとともに、入居学生その他の学生と地域住民等との交流事業等を実施することにより、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的とする施設として、札幌（50室）、仙台第一（57室）、仙台第二（79室）、駒場（314室）、祖師谷（362室）、金沢（49室）、京都（80室）、大阪第一（246室）、大阪第二（40室）、兵庫（197室）、広島（41室）、福岡（54室）及び大分（204室）の計13の国際交流会館並びに東京と大阪の

各日本語教育センター留学生寮（東京149室、大阪54室）及び東京国際交流館留学生・研究者用宿舎（796室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生を入居させた（日本人学生はレジデント・アシスタント及びその補助として入居）。

また、国際交流会館のうち、大阪第一においてアスベスト除去工事を実施した。

なお、各会館においては、カウンセラー及びレジデント・アシスタントを配置し、在館生が抱えている諸問題に対し指導・助言を行った。

イ 東京国際交流館の設置・運営

21世紀の国際交流拠点として、国内外の優秀な学生や研究者に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生、研究者等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする施設として東京国際交流館の運営を行った。

留学生・研究者用宿舎として796室を管理・運営するとともに（前記アを参照）、カウンセラー及びレジデント・アシスタントを配置し、居住者の相談に応じた。

また、プラザ平成において、平成19年度には、次に掲げる国際シンポジウム及び国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施するとともに、国際交流会議場やメディアホール等の施設を一般の利用に供した。

なお、プラザ平成の会議施設に係る企画・管理・運營業務について、平成20年4月1日から民間事業者による事業実施を開始すべく、市場化テストによる民間競争入札を実施し落札者と契約を締結した。

事業の種類	テーマ	開催月日	参加者数
国際シンポジウム	「先輩が語る日本留学の価値－得たもの・得てほしいもの－」	平成19年7月1日	218人
国際交流フェスティバル	交流館フェスティバル'07	平成19年10月28日	1,622人

ウ 留学生宿舎建設奨励事業の実施

地方公共団体、学校法人、公益法人等が行う留学生宿舎の建設・改修・取得に対し、建設等に必要経費の一部を負担することにより、低廉な家賃で良質な宿舎の建設等を奨励し留学生宿舎の確保を促進することを目的とする留学生宿舎建設奨励事業を実施した。

平成19年度は、学校法人東洋大学が建設する留学生宿舎に対して、40,000千円を交付した。

エ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎を開拓し、貸主との間で2年間の指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、貸主に対して指定契約金を交付した。

また、この指定宿舎に大学間交流協定等に基づく短期留学生が入居する場合は、貸主が賃貸借契約に伴う権利金の支払いを受けないことを機構に対して約することに伴い、貸主に指定契約金に加えて協力金を支払った。

平成19年度における指定契約金の額は、単身用が80,000円、世帯用が130,000円、入居協力金は短期用が50,000円であり、指定宿舎契約件数は、全国で1,242件（単身用1,072件・世帯用75件・短期用95件）であった。

③ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として日本留学試験を実施した。

平成19年度においては、第1回を平成19年6月17日（日）に、第2回を11月11日（日）に実施し、実施状況は次のとおりであった

ア 実施会場

国内：北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県（第2回）、広島県（第1回）、福岡県、沖縄県
 国外：インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ及びスラバヤ）、韓国（ソウル及びプサン）、シンガポール、スリランカ（コロンボ）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ及びホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）、ロシア（ウラジオストク）

イ 応募者数・受験者数

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	15,044人	4,320人	19,364人
	第2回	19,210人	3,497人	22,707人
受験者数	第1回	13,970人	3,496人	17,466人
	第2回	16,814人	2,781人	19,595人

（参考）過去3年間の受験者数推移

		国内	国外	合計
平成17年度	第1回	10,686人	2,584人	13,270人
	第2回	14,840人	2,010人	16,850人
平成18年度	第1回	13,276人	3,032人	16,308人
	第2回	15,786人	2,060人	17,846人
平成19年度	第1回	13,970人	3,496人	17,466人
	第2回	16,814人	2,781人	19,595人

④ 留学生交流推進事業

ア 国際大学交流セミナーの実施

我が国の大学と海外の大学との間の国際交流促進のため、アジア及びアジア周辺地域の大学から学生と引率の教員を招き、大学との共催により専門的な分野について意見の交換を行うためのセミナーを実施した。

平成19年度は次の7件のセミナーを実施した。

日本の大学	海外の大学	期間
帯広畜産大学	江原大学校（韓国）	平成19年8月16日～8月25日
埼玉大学	タマサート大学（タイ）	平成19年10月28日～11月7日
愛知教育大学	ハノイ教育大学（ベトナム）	平成19年9月2日～9月12日
香川大学	ブルネイ・ダルサラーム大学（ブルネイ・ダルサラーム国）	平成19年12月12日～12月25日
県立広島大学	西安交通大学（中国）	平成19年10月11日～10月20日
早稲田大学	電子科技大学（中国）、西安電子科技大学（中国）、上海大学（中国）、同済大学（中国）	平成19年8月20日～8月30日
名城大学	太平洋国立大学（ロシア）	平成19年10月14日～10月25日

上記のほか、財団法人みずほ国際交流奨学財団との共催により、3件のセミナーを実施した。

イ 国際医療技術学生合同セミナーの実施

財団法人国際医療技術交流財団との共催で、国際保健医療協力事業に参加する人材の養成確保のため、我が国の高等教育機関で保健医療を専攻する日本人学生と外国人学生を対象に、講演・講義、グループ討議等を内容とした合同セミナーを実施した。

平成19年度は、平成19年12月15日から12月16日までの間、独立行政法人国際協力機構横浜国際センターで実施し、44人の参加者を得た。

ウ 留学生等合同セミナーの実施

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施した。

平成19年度については、次の2都市にて開催した。

(ア) 名古屋（東海支部）

テーマ等：「地球家族セミナー in a training camp 2007」

開催日：平成19年10月20日（土）～平成19年10月21日（日）

会場：愛知県美浜少年自然の家

参加者：外国人留学生、日本人学生、その他関係者等 計44人

(イ) 広島（中国四国支部）

テーマ等：「就職準備セミナー

－求める人材&ビジネスマナー－」

開催日：平成19年11月18日（日）

会場：広島国際会議場

参加者：外国人留学生、その他関係者等 計54人

エ 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

(ア) 史跡見学会

外国人留学生に対し、日本事情や日本文化等に対する理解を深める機会を与えることにより、我が国と諸外国との相互理解及び友好親善の増進を図ることを目的に、7月に史跡等見学旅行を財団法人母と学生の会との共催で企画、実施した。

(イ) 地元企業見学会

各支部において、我が国の産業、文化に対する外国人留学生の理解を深めるために、地元企業や文化施設等の見学会を次のとおり実施した。

支部名	開催月日	主な見学先
北海道支部	平成19年11月3日	王子製紙（株）
関東甲信越支部	平成19年12月7日	サッポロビール（株）
北陸支部	平成20年2月19日	津田駒工業（株）
東海支部	平成19年9月26日	本田技研工業（株）
近畿支部	平成19年10月31日	京セラ（株）
	平成19年12月10日	松下電器産業（株）
	平成19年10月19日	住友ゴム工業（株）
中国四国支部	平成19年9月14日	マツダ（株）
	平成20年2月22日	日本食研（株）
九州支部	平成19年7月4日	キューピー（株）
	平成19年8月6日	南日本造船（株）

(ウ) 地域交流会

外国人留学生の宿舎等の問題に関して、外国人留学生と日本人学生、地域住民、関係機関等との相互理解を深めるために交流会を次のとおり開催した。

支部名	開催月日	開催場所
近畿支部	平成19年10月12日	大阪国際交流センター
中国四国支部	平成19年9月22・23日	国立山口徳地青少年自然の家
	①平成19年7月2日	①広島国際交流会館
	②平成19年8月1日	②広島国際交流会館
	③平成19年8月3日	③平和記念公園
	④平成19年8月3日	④広瀬小学校
	平成19年11月24・25日	五色台少年自然センター
九州支部	平成19年12月12日	大分国際交流会館

オ 留学生地域交流事業（財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と地域住民等との相互理解を図るための事業を実施した。

平成19年度は、8支部で次の27事業を実施した。また、その他一般公募により41事業を支援した。

支部名	事業名(テーマ)	開催場所
北海道支部	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター等を利用した環境意識啓発事業	北海道大学苫小牧研究林、千歳サケのふるさと館
	外国人留学生のためのメンタルヘルスマネジメント	北海道大学学術交流会館
	多文化共生時代の中での「環境問題」とまちづくり	札幌市環境プラザ 北海商科大学
	企業見学会 －日本の工場を見てみよう－	王子製紙(株)江別工場 日本ミルクコミュニティ(株) 札幌工場
東北支部	「留学生キャリア・スタートアップ」プロジェクト	仙台国際センター
	東北地方の留学生の「住まい」改善を目指したネットワークづくりプロジェクト	秋田大学 岩手大学 東北大学
関東甲信越支部	留学生・大学生・高校生交流フットサル大会	東京体育館 多目的コート
	外国人留学生のための地元企業見学会 －防災体験と環境にやさしい企業を訪ねる－	千葉県西部防災センター サッポロビール(株)千葉工場
北陸支部	北陸の世界トップ企業研究・見学会	津田駒工業(株) (株)ナナオ
	世界遺産の地でエコスタディー	白川郷合掌造り集落 トヨタ白川郷自然学校 五箇山和紙の里

東海支部	美濃焼きの里で地域交流と陶芸体験	多治見修道院 虎溪山永保寺 市之倉さかづき美術館 幸兵衛 窯作陶館 幸兵衛窯
	地元企業等見学会 ～三重地域におけるものづくり企業を訪ねる～	古河電気工（株）三重事業所 本田技研工業（株）鈴鹿製作所
近畿支部	近畿支部 留学生支援シンポジウム	新梅田研修センター 兵庫国際交流会館 キャンパスプラザ京都 兵庫国際交流会館
	留学生のための企業見学会	シャープ（株） 京セラ（株） （株）ワコール
	留学生担当者支援セミナー	（財）大阪国際交流センター
	留学生のための企業見学会 －就活・キャリア形成の促進に向けて－	パナソニックセンター大阪 リーガロイヤルホテル
	企業見学会 「日本の代表的な食品加工企業を比較、考察する！」	ワールド（株） 住友ゴム工業（株） アサヒビール（株）工場
	国際交流会館における交流事業 －兵庫国際交流会館スタディーツアー－	神戸国際交流会館
中国四国 支部	企業見学会 2007－広島発世界へ－	マツダ（株） （株）モルテン
	「お接待」ワークショップ	香川県立五色台少年自然センター 82 番札所根香寺 81 番札所白峰寺
	地元企業見学会－世界の食文化を学ぶ－	（株）井関松山製造所 日本食研（株）
九州支部	なみのグリーンツーリズム体験 in 阿蘇 2007	なみの高原やすらぎ交流館
	企業見学会「食品産業スタディーツアー」	キュービー（株） 地場産くるめ（物産展） キリンビアパーク福岡
	「九州地区学生の食育セミナー」	大分国際交流会館
	「グリーン・ツーリズム」体験・交流と地方の暮らし	安心院中央公民館
	地元企業等見学会 ～大分の造船・製鐵を考察する～	南日本造船（株） 九州石油ドーム 新日本製鐵（株）大分製鐵所
	留学生宿舍ネットワーク会議	大分国際交流会館

⑤ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

ア 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者とともに短期研究を行う機会を提供した。

平成 19 年度は、15 の国・地域 63 人に対して、往復渡航旅費、大学配置旅費、滞在費（1 日当たり 9,800 円）、国内研究旅費（43,000 円）の支給を行った。

〔受入れ大学別〕

	大学名	採用者数		大学名	採用者数
1	北海道大学	1	26	岡山大学	1
2	北海道教育大学	1	27	広島大学	1
3	帯広畜産大学	2	28	香川大学	1
4	北見工業大学	1	29	愛媛大学	2
5	岩手大学	1	30	九州大学	3
6	東北大学	2	31	九州工業大学	1
7	山形大学	1	32	長崎大学	1
8	茨城大学	1	33	宮崎大学	2
9	筑波大学	3	34	鹿児島大学	2
10	宇都宮大学	2	35	滋賀県立大学	1
11	千葉大学	2	36	大阪府立大学	1
12	東京大学	2	37	明海大学	1
13	東京農工大学	1	38	慶応義塾大学	1
14	東京工業大学	1	39	昭和大学	1
15	東京海洋大学	1	40	中央大学	1
16	横浜国立大学	1	41	東京農業大学	1
17	新潟大学	1	42	東京理科大学	1
18	富山大学	2	43	日本大学	1
19	岐阜大学	1	44	日本獣医生命科学大学	1
20	静岡大学	1	45	早稲田大学	1
21	名古屋大学	1	46	同志社大学	1
22	京都大学	1	47	立命館大学	1
23	京都工芸繊維大学	2	48	四国学院大学	1
24	大阪大学	1	49	産業医科大学	1
25	島根大学	1		合計	63人

〔国・地域別〕

	国・地域	採用者数		国・地域	採用者数
1	中国	15	9	スリランカ	2
2	インドネシア	10	10	ベトナム	2
3	韓国	8	11	イラン	2
4	フィリピン	5	12	ブラジル	2
5	タイ	4	13	インド	1
6	バングラデシュ	4	14	ミャンマー	1
7	ネパール	3	15	ザンビア	1
8	エジプト	3		合計	63人

イ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する帰国外国人留学生研究指導事業を実施した。

平成19年度は、8件採択し、10人の元指導教員を5の国・地域へ派遣し、往復旅費、研究指導経費(上限83,000円)、器材購入費(上限450,000円)の支給を行った。

	大 学 名	派遣国・地域		大 学 名	派遣国・地域
1	東京大学	ネパール	5	宮崎大学	ネパール
2	横浜国立大学	中国	6	広島市立大学	中国
3	奈良女子大学	ベトナム	7	愛媛大学	タイ
4	香川大学	タイ	8	九州大学	インドネシア
				合 計	8 大学 8 件

ウ 帰国外国人留学生に対する専門資料の送付

外国人留学生が我が国の大学院を修了又は留学期間を満了して帰国後、教育・研究等の職に就いている者に対し、専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料（学会誌、研究紀要等）を当該帰国外国人留学生の希望に添って無料送付を行った。

平成19年度は、27の国・地域の帰国外国人留学生に対して資料送付を行った。

エ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ施策

メールマガジンの活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、平成19年7月に「帰国外国人留学生メールマガジン」を創刊し、隔月で配信した。

号	配信月日	国・地域数	配信数
1	7月10日	134	3,011
2	9月10日	135	3,206
3	11月9日	137	4,708
4	1月10日	137	5,006
5	3月10日	138	5,057

⑥ 留学情報の提供等

ア 留学情報の収集・提供

東京及び神戸の留学情報センターにおいて、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、留学関連の印刷物等を作成することにより、留学希望者に対して、電話、手紙、来訪、インターネット等により情報提供及び留学相談を行った。また、サテライト機能の強化のため、北海道支部と東海支部に留学情報デスクを設置した。

平成19年度における情報提供実績は下表のとおりである。

	日本留学	海外留学		合 計
		大学・語学留学	高校留学	
電話・FAX	7,026件	9,082件	159件	16,267件
手紙等（E-Mailを含む）	5,003件	1,977件	21件	7,001件
来訪・閲覧	2,668件	3,211件	82件	5,961件
留学相談コーナー	—	494件	27件	521件
合 計	14,697件	14,764件	289件	29,750件

イ 日本留学フェア（海外）の実施

我が国の大学、日本語教育機関等の最新で正確な情報を提供するとともに、日本の留学事情について説明し、日本留学への関心を高めることを目的として、海外において、現地の高校生、大学生、進学指導担当者等を対象に、日本の大学等や留学関係機関の参加を得て、「日本留学フェア」を開催した。

その他、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学セミナー」を開催した。

また、日本と諸外国との大学間交流協定の締結を促進することを目的とした「大学間交流促進プログラム」を実施した。

平成19年度の実施状況は下表のとおりである。

【日本留学フェア】

開催国・地域	開催地	開催時期	ブース参加 大学等数	資料参加 大学等	ポスター参加 大学等	来場者数	備考
北米	ミッドボリス	平成19年5月	32大学			2,457人	*
台湾	高雄	平成19年7月	50大学79機関	5大学	2大学	1,348人	
	台北		58大学79機関	5大学	2大学	4,360人	
韓国	釜山	平成19年9月	63大学92機関	10大学	3大学	2,020人	
	ソウル		73大学92機関	11大学	3大学	4,199人	
欧州	ルウェー	平成19年9月	8大学			373人	*
インド	プネー	平成19年10月	11大学3機関	2大学	2大学	1,789人	
	ニューデリー		15大学2機関	4大学等	3大学等	268人	
中国	北京	平成19年10月	23大学1機関			2,913人	
	上海	平成19年10月	28大学2機関			1,973人	
タイ	チェンマイ	平成19年11月	17大学9機関	5大学等	3大学等	644人	
	バンコク		31大学15機関	4大学等	3大学等	3,101人	
ベトナム	ハノイ	平成19年11月	30大学5機関	6大学等	3大学等	744人	
	ホーチミン		31大学6機関	5大学	2大学	872人	
マレーシア	クアラルンプール	平成19年12月	23大学5機関			1,961人	
	ペナン		7大学1機関			1,041人	
インドネシア	スラバヤ	平成20年2月	8大学8機関	3大学等	3大学等	1,104人	
	ジャカルタ		9大学9機関	3大学	3大学	1,842人	

(注) 備考欄の「*」は大学間交流促進プログラム

【日本留学セミナー】

開催国	開催地	開催時期	来場者数
バングラデシュ	ダッカ	平成19年7月	950人
モンゴル	ウランバートル	平成19年11月	950人
ミャンマー	ヤンゴン	平成20年2月	約350人
	マンダレー		約120人
フィリピン	マニラ	平成20年3月	295人

ウ 外国人学生のための進学説明会（国内）の実施

各大学等の協力を得て、日本の大学等に入学を希望する在日外国人学生に対して、的確に大学等を選択し、効果的に入学準備を進められるための進学指導を行うことを目的とした進学説明会を、首都圏（東京）と関西圏（大阪）にて実施した。

開催月日	会場	ブース参加 大学等数	資料参加 大学等数	来場者 数
平成19年7月1日（日）	池袋サンプラザ 文化会館展示ホールD	157大学2機関	10大学	2,548人
平成19年7月15日（日）	グランキューブ大阪イベントホール	104大学2機関	13大学	1,265人

エ アジア地域留学促進事業の実施

我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的として、事業の実施拠点としてアジア地域（インドネシア、韓国、タイ、マレーシア）に設置する事務所において、日本留学に関する情報の発信・相談、留学情報の収集その他機構が海外に展開する事業を行った。また、アジア地域の大学図書館等に日本留学関連の資料を送付し、日本留学促進資料の公開拠点（20の国・地域、55か所）としている。

オ 海外留学説明会（国内）の実施

海外への留学を希望する日本人学生等が効果的に留学準備を進められるように、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等についての正確な情報を提供する説明会（海外留学フェア）を首都圏（東京）と関西圏（和歌山）において実施した。また、この他に、同フェアの小規模の説明会を東京及び神戸で年13回実施した。

開催月日	会場	対象国・地域	来場者数
平成19年9月29日（土）	東京国際交流館 プラザ平成	アジア・オセアニア・北米・ ラテンアメリカ・欧州	376人
平成19年11月23日（金）	和歌山県国際交流センター	アジア・オセアニア・北米・ ラテンアメリカ・欧州	85人

カ 外国政府等による奨学金留学生の募集・選考の協力

外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口として、募集・選考業務の協力を行った。平成19年度は、30の国・地域について40回の募集等に協力した。

⑦ 日本語教育の実施

東京及び大阪の日本語教育センターにおいて、我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施した。

ア 学生受入実績

各コースの平成19年度の受入実績は次のとおりである。多様な学生を広く受け入れるために、入学審査において、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入等に配慮した。

	課 程		受入予定	受入実績	教 育 内 容
東 京	1年コース	進学課程	180人	182人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等進学課程			日本語、日本事情
	当年1年半コース	進学課程	100人	63人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等進学課程			日本語、日本事情
	前年1年半コース	進学課程	100人	94人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等進学課程			日本語、日本事情
合 計		380人	339人		
大 阪	1年コース	本 科	120人	144人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	110人	52人	日本語、日本事情
	当年1年半コース	本 科	45人	31人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	69人	日本語、日本事情
	前年1年半コース	本 科	45人	47人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	45人	日本語、日本事情
	合 計		420人	388人	

イ 進学状況

東京においては、平成19年度の修了者260人のうち239人（大学院49人、大学92人、高等専門学校78人、専修学校等20人）が進学した。

大阪においては、進学課程である本科修了者132人のうち127人（大学院3人、大学81人、短期大学1人、専修学校等42人）が進学した。また、専科修了者の中からも87人（大学院40人、大学36人、専修学校等11人）が進学した。

ウ 研究及び教材の開発

大学院進学者のための教材、非漢字圏からの学生に配慮した理系留学生のための中級教材、専修学校進学者のための教材開発及び日本語学習者のための日本事情教材の開発を進めた。これらの研究及び教材開発の成果をまとめて紀要として刊行した。

エ 進学指導

学生に対する個人面接指導、大学説明会を行うとともに他校の参加を呼びかけて大学院進学説明会を行った。

オ 海外の留学予備教育機関への連携、指導、協力

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教師の研修を行った。

また、外国の教育機関の要請により、日本語教師3人を海外に派遣した。

カ 日本理解の促進

在校生の日本理解を促進するため、国際理解教育授業への参加、日本人との交流会の実施、ホームステイ等への参加の推進等を行った。

キ 研究協議会

予備教育の質の向上を図るため、東京日本語教育センターでは「指導教員とのコンタクトのとり方」、大阪日本語教育センターでは「異文化間教育に携わる教員に求められるものとして」のテーマで、高等教育機関留学生担当者と日本語教育機関関係者が情報交換・意見交換する研究協議会を開催した。

(3) 学生生活支援事業

学生生活支援事業としては、各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、情報の提供を行っている。また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援し、大学等のニーズをより的確に把握して、各種事業の充実に努めている。

事業の財源は、運営費交付金収益（518百万円）、補助金等収益（49百万円）等となっている。

事業に要する費用は、研修・情報提供に係る費用が526百万円、修学環境等の調査研究に係る費用が80百万円となっている。

① 研修事業

大学等の学生支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を全国又は地域ごとに、別表6「研修事業一覧」のとおり実施した。

② 学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業

ア 出版物の発行

(ア) 「大学と学生」

学生生活支援等について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、学生生活支援の現状や課題、高等教育に関する最新の動向などを特集して、月刊「大学と学生」を発行した。

(イ) 「外国人留学生のための就職情報」

日本留学後に日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識等を提供するため、「外国人留学生のための就職情報」を発行し、大学や関係機関等に配付するとともに、その内容をすべてホームページにおいて提供した。

イ 学生支援情報データベースによる情報提供

(ア) 平成18年6月に運用を開始した「学生支援情報データベース」について、利用者の要望等を踏まえ、平成19年6月に、提供する情報・機能の充実を図った。

以下は追加した主な情報・機能である。

- ・「『障害学生修学支援ネットワーク』による相談事業」における相談対応記録の情報共有機能
- ・月刊「大学と学生」のバックナンバーの閲覧機能
- ・機構で実施した学生生活支援事業の各種成果物等の情報集（「ピックアップ」コーナー）

(イ) 全国の大学・短期大学・高等専門学校における転入学に関する実態を調査し、調査結果を学生や大学等の教職員に活用してもらうことを目的として、平成19年5月に「大学等の転入学に関する実態調査」を実施した。調査結果については、広く活用を促進するため、ホームページ及び学生支援情報データベースで公開した。

ウ 学生ボランティア活動支援事業

大学等とボランティア関係団体間の連携・協力をさらに推進するため、「学生ボランティア活動支援・促進の集い」を平成19年12月14日（金）に実施した。

エ 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実を図ることを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、「全国就職指導ガイダンス」を平成19年6月12日（火）（東京）と平成19年11月26日（月）（神戸）に開催した。

オ コンソーシアムへの協力

各地域における学生支援活動、特に、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生生活支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行うこととしており、平成19年度については、学生生活支援を主たる目的とする「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいち」に対して、それぞれの支部において必要な協力を行った。

カ 共同事業の実施

8支部において、担当区域にある大学等の関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る事業を共同で実施した。

支部名	事業名	関係機関
北海道支部	障がい学生支援セミナー・ノートテイカー養成講座	・札幌学院大学
東北支部	学生対応事例研究会－連携－	・みやぎ学生相談連絡協議会
関東甲信越支部	大学窓口担当者支援事業	・関東地区学生生活連絡協議会
北陸支部	障害学生・生徒支援に関する実践的調査研究－ニーズ把握から支援学生の養成・派遣に至る一貫した取組みを中心に、学生の他者支援力向上を目指して－	・金沢大学 ・大学コンソーシアム石川 ・大学コンソーシアム石川加盟各高等教育機関 ・石川県聴覚障害者協会 ・金沢市聴力障害者福祉協会 ・石川県視覚障害者情報文化センター ・石川県社会福祉協議会 ・石川県高等教育振興室
東海支部	学生の悩み相談事業	・あいち学生支援コンソーシアム
近畿支部	聴覚障害学生支援ボランティア養成事業	・財団法人大学コンソーシアム京都 ・京都市福祉ボランティアセンター ・京都、大阪、神戸の大学
中国四国支部	大学等におけるアクセシビリティ促進事業－障害のある学生支援を通じた学生支援の向上－	・広島大学 ・山口大学 ・広島文教女子大学
中国四国支部	地域の教育プログラム開発力向上研修Ⅱ	・愛媛県内4大学インターンシップ連絡協議会 (愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学)
九州支部	大学等のための危機管理対策プログラム	・九州大学、九州産業大学、長崎大学、西南学院大学、日本大学 ・福岡市市民局
九州支部	「石の上にも3年」～防ごうミスマッチ就職～	・大分大学、大分県立看護科学大学、日本文理大学、別府大学、立命館アジア太平洋大学、大分県立芸術文化短期大学、大分短期大学、東九州短期大学、別府溝辺学園短期大学、大分工業高等専門学校

③ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及びJRと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配付した。また、各大学等における学割証の使用状況及び使用見込み枚数の取りまとめについては、電子媒体を活用するなどして、円滑に実施した。

なお、平成19年度の学割証用紙の発送枚数は518万7,000枚であった。

④ 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究等

ア 障害学生修学支援ネットワーク事業

平成19年4月より新たに拠点校として関西学院大学が加わり、下記の拠点校・協力機関の有識者から構成される「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」において、ネットワーク事業の運営等について3回協議した。

拠点校：宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学、
福岡教育大学、関西学院大学

協力機関：筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所

また、障害学生修学支援担当者を対象に、相談事業を実施した。

平成19年度の相談件数 82件、相談校数 30校

イ 障害学生修学支援セミナーの実施

「発達障害」をテーマとし、今後の課題解決の参考となる事例の紹介等により、発達障害に関する知識の形成を図ることを目的として、下記の機関の共催・協力のもと、別表7「障害学生修学支援関係セミナー等実施状況」のとおり開催した。

共催：国立特別支援教育総合研究所

協力：文部科学省、厚生労働省、大阪大学、大谷大学、関西学院大学、関東学院大学、
佐世保工業高等専門学校、仙台大学、筑波技術大学、筑波大学、東洋大学、同志社大学、日本福祉大学、広島大学、フェリス学院大学、福岡教育大学、
宮城教育大学、立教大学、立命館大学、早稲田大学、イフ総合研究所、
株式会社ジェイ・ブロードクローバー事業部、
宮城県・仙台市聴覚障害学生情報保障センター

参加者数 255人、参加大学等校数 163校・機関

ウ 共同研究の実施等

国立特別支援教育総合研究所と共同研究「高等教育機関における発達障害のある学生の支援に関する研究－評価法の開発と教職員への啓発－」を開始し、下記の大学等の協力を得て研究協議会を2回開催した。

構成：成蹊大学、大分大学、東京経済大学、札幌学院大学、関西学院大学、
仙台電波工業高等専門学校、京都教育大学、佐世保工業高等専門学校、
日本学生支援機構、国立特別支援教育総合研究所

また、国立特別支援教育総合研究所と共同で、報告書「発達障害のある学生支援ケースブック」を作成し、障害学生修学支援セミナーにおいて参加者に配布し、国立特別支援教育総合研究所総括研究員が共同研究の成果として講演を行った。

さらに、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校である関西学院大学と機構の両者の主催により、106人、55校・団体の参加を得て、関西学院大学の修学支援についての紹介とこれからの高等教育における障害学生修学支援の課題についてのシンポジウムを開催した。

エ 関係機関の取組の情報提供

ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツの充実を図るため、大学等における取組35件の紹介を進めるとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校・協力機関の有識者の執筆により、7回にわたって支援情報の提供を行った。

オ 障害学生修学支援実態調査の実施

平成18年10月に実施した「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」を取りまとめ、平成19年5月に公表した。

また、調査項目の追加、見直しを行った上、平成19年10月に同調査を1,230の大学等を対象に実施した。

カ 障害学生修学支援ニーズ調査等

全国の大学等43校及び関係機関8機関を訪問等し、障害学生支援に関する大学等の実態、課題及びニーズの調査等を行った。

キ 研究会等の実施

(ア) 障害学生修学支援コーディネーター研究会（京都）

障害学生修学支援コーディネーター及び障害学生支援担当者の業務及びあり方について、支援業務の取組を深めるため、下記の大学の協力を得て研究会を4回開催し、コーディネーターに必要とされる資質に関する取りまとめを行った。

構成：大阪大学、大谷大学、関西学院大学、京都産業大学、京都精華大学、京都文教大学、同志社大学、佛教大学、桃山学院大学、立命館大学

(イ) 障害学生修学支援担当者研究会（東京）

東京地区における障害学生支援に関する情報の共有化を図り、各大学での取組や支援業務のレベルアップを目指すとともに、支援担当者研修プログラムの研究・開発を行うため、下記の大学等の協力を得て研究会を4回開催し、支援担当者研修プログラムを作成した。

構成：関東学院大学、淑徳短期大学、東京学芸大学、東京大学、東洋大学、フェリス学院大学、立教大学

(ウ) 聴覚障害学生支援研究会（仙台）

研修会の効果的なあり方や各大学内の取組の促進について検討を行うため、下記の大学等の協力を得て2回研究会を開催し、支援学生の確保のあり方の取りまとめを行った。

構成：宮城教育大学、東北福祉大学、仙台大学、東北文化学園大学、尚絅学院大学、宮城県・仙台市聴覚障害学生情報保障支援センター、パソコン要約筆記「文字の都仙台」

また、別表7「障害学生修学支援関係セミナー等実施状況」のとおり、「ノートタイカー養成研修会」を開催した。

(エ) 九州地区障害学生支援担当者準備委員会

高等教育機関においても大きな課題となっている「発達障害」をメインテーマとして、発達障害のある学生への気づきなど、今後の課題解決の足がかりとなる初級レベルの知識を習得するため、下記の大学の協力を得て2回準備委員会を開催し、講習会プログラムを決定した。

構成：福岡教育大学、西南学院大学、大分大学、熊本大学、佐賀大学、
九州看護福祉大学

また、別表7「障害学生修学支援関係セミナー等実施状況」のとおり、「障害学生支援担当者講習会」を開催した。

ク 事例解説の作成

「障害学生修学支援担当者のための事例解説」を12月にとりまとめ、障害学生修学支援セミナー等において配布し、各大学等における支援業務の参考に供した。

ケ 厚生労働省平成19年度障害者保健福祉推進事業

厚生労働省の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」に申請し、機構の「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する修学支援状況調査・情報収集事業」が採択された。(採択額 630万円)

この事業において、先進的な取組を行っているアメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、及び近隣国である韓国の政府機関、自治体及び大学等への調査及びインターネットによる研究論文等の情報収集を行い、諸外国における修学支援状況を報告書として取りまとめた。

コ 障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動

(ア) 内閣府からの依頼に基づき、「平成19年度版障害者白書」(内閣府)に、本機構の取組に関する記事を掲載した。

(イ) 「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」や機構における障害学生修学支援の取組等、障害学生修学支援に関する情報について、ホームページ、専門誌、業界誌への掲載を進めるとともに、文部科学省、大学、学会からの講師依頼等に積極的に対応した。

⑤ 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の審査・評価、公表等に関する業務の実施

平成19年度から文部科学省が実施する「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」について、大学改革推進等補助金における補助事業として、当該プログラムの審査・評価、公表等に関する業務を実施した。

学種別奨学金貸与状況

区 分	平成 17 年 度			平成 18 年 度			平成 19 年 度		
	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額
	人	人	百万円	人	人	百万円	人	人	百万円
第一種奨学金	401,297	123,621	252,245	377,456	115,321	252,424	348,987	123,652	247,318
高等学校	71,867	8,197	19,784	36,205	2,807	10,082	1,738	212	570
大 学	240,593	74,245	147,539	252,505	73,408	157,157	254,976	78,075	158,918
大 学 院	60,398	28,974	68,994	60,574	27,749	68,966	62,955	32,125	70,977
高等専門学校	6,096	1,411	2,396	5,870	1,423	2,359	5,951	1,686	2,440
専 修 学 校	22,343	10,794	13,532	22,302	9,934	13,860	23,367	11,554	14,414
第二種奨学金	576,939	219,626	472,746	631,997	238,737	529,363	687,608	253,806	577,707
大 学	455,544	160,081	363,256	500,416	175,032	408,004	552,068	190,728	452,147
大 学 院	22,871	11,609	24,706	24,486	13,011	27,223	23,350	10,781	26,012
高等専門学校	310	185	238	332	206	249	392	240	302
専 修 学 校	98,214	47,751	84,546	106,763	50,488	93,888	111,798	52,057	99,247
合 計	978,236	343,247	724,991	1,009,453	354,058	781,787	1,036,595	377,458	825,025

(注)1. ()内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。

2. 入学時特別増額の貸与人員および貸与月額、実績において内数として計上されている。

3. 海外留学奨学金にかかる貸与人員及び貸与金額については、実績において内数として計上されている。

4. 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

5. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。

平成17年度・・・ 41,488人、9,125,947千円

平成18年度・・・ 82,974人、18,963,117千円

平成19年度・・・ 124,458人、28,799,807千円

奨学金の貸与月額

第一種奨学金

	平成 17 年 度		平成 18 年 度		平成 19 年 度	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	円	円	}	}	}	}
国 公 立	18,000	23,000				
私 立	30,000	35,000				
大 学						
国 公 立	45,000	51,000				
私 立 大	54,000	64,000				
私 立 短 大	53,000	60,000				
通 信 教 育	(一面接期間) 88,000					
大 学 院						
修 士 課 程	88,000					
博 士 課 程	122,000					
高 等 専 門 学 校						
国 公 立	21,000	22,500				
私 立	32,000	35,000				
専 修 学 校						
高 等 課 程						
国 公 立	18,000	23,000				
私 立	30,000	35,000				
専 門 課 程						
国 公 立	45,000	51,000				
私 立	53,000	60,000				

第二種奨学金

	平成 17 年 度		平成 18 年 度		平成 19 年 度	
	自 宅・自 宅 外 共		自 宅・自 宅 外 共		自 宅・自 宅 外 共	
大 学 ・ 短 大	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		}	}	}	}
大 学 院 修 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択					
大 学 院 博 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択					
高 等 専 門 学 校 (4・5 年 生)	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択					
専 修 学 校 専 門 課 程	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択					

(注) 専門職大学院については、大学院修士課程に含む。

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
医 ・ 歯 学 系	40,000円	平成17年度と同額	平成18年度と同額
薬 ・ 獣 医 学 系	20,000円		

なお、第二種奨学金の法科大学院については、奨学生の希望により上記の最高金額(13万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
法科大学院	40,000円または70,000円	平成17年度と同額	平成18年度と同額

また、大学・短大・大学院・専修学校(専門課程)において、希望に応じ入学月の基本月額に下記の定額を増額して貸与を受けることができる(ただし、奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円(大学院については120万円)以下となる者、又は国民生活金融公庫の教育ローンを利用できなかった旨の申告書を提出した者に限る)。

	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
入 学 時 特 別 増 額 貸 与 奨 学 金	300,000円	平成17年度と同額	平成18年度と同額

奨学生の補導状況

(単位:人)

区分	平成17年度							平成18年度							平成19年度						
	審査対象数 (A)	処置数						審査対象数 (A)	処置数						審査対象数 (A)	処置数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	268,915	1,419	4,207	2,536	6,417	14,579	5.4%	231,943	1,812	2,029	1,679	6,506	12,026	5.2%	240,581	1,944	2,164	1,870	5,937	11,915	5.0%
高等学校	33,989	215	370	—	512	1,097	3.2%	989	106	42	—	0	148	15.0%	789	36	11	—	34	81	10.3%
大学	183,256	1,081	3,480	2,055	4,595	11,211	6.1%	181,713	1,422	1,745	1,328	5,533	10,028	5.5%	186,029	1,515	1,869	1,463	5,010	9,857	5.3%
大学院	34,059	42	42	29	137	250	0.7%	32,300	132	57	42	289	520	1.6%	35,386	131	67	46	243	487	1.4%
高等専門学校	4,636	33	166	277	536	1,012	21.8%	4,417	30	80	225	401	736	16.7%	4,482	42	85	232	274	633	14.1%
専修学校	12,975	48	149	175	637	1,009	7.8%	12,524	122	105	84	283	594	4.7%	13,895	220	132	129	376	857	6.2%
第二種奨学生	403,490	3,746	10,000	8,361	16,748	38,855	9.6%	457,833	5,295	5,993	6,517	21,476	39,281	8.6%	495,099	6,655	6,997	7,389	21,951	42,992	8.7%
大学	334,304	3,466	8,840	7,071	13,139	32,516	9.7%	379,607	4,423	5,208	5,634	19,245	34,510	9.1%	416,809	5,018	6,144	6,361	19,198	36,721	8.8%
大学院	11,940	20	48	30	68	166	1.4%	13,585	72	68	23	162	325	2.4%	11,326	64	67	23	112	266	2.3%
高等専門学校	125	0	0	7	5	12	9.6%	155	0	2	14	11	27	17.4%	175	3	3	8	22	36	20.6%
専修学校	57,121	260	1,112	1,253	3,536	6,161	10.8%	64,486	800	715	846	2,058	4,419	6.9%	66,789	1,570	783	997	2,619	5,969	8.9%
合計	672,405	5,165	14,207	10,897	23,165	53,434	7.9%	689,776	7,107	8,022	8,196	27,982	51,307	7.4%	735,680	8,599	9,161	9,259	27,888	54,907	7.5%

(注) 1. 平成17年度より「廃止」には、奨学金継続願未提出によるものを含む。

2. 「停止」には、停止期間延長者を含む。

3. 「警告」は、高等学校・専修学校（高等課程）については行っていない。

4. 審査対象数及び処置件数には、従前の受領資格確認制度（平成11年度以前採用の第一種奨学生、平成10年度以前の採用の第二種奨学生）の対象数、処置数が含まれている。

返 還 金 の 回 収 状 況 等

1 返還及び貸与債権の状況

(1) 返還の状況

区 分	平 成 1 7 年 度						平 成 1 8 年 度						平 成 1 9 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要 返 還 (期日到来分のみ)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,182	1,735	684	841	1,866	2,575	1,208	1,815	822	1,039	2,030	2,855	1,248	1,906	977	1,269	2,224	3,175
うち 返 還	(84.8)	(74.7)	(88.0)	(85.3)	(86.0)	(78.2)	(84.8)	(74.5)	(88.2)	(85.5)	(86.2)	(78.5)	(85.2)	(74.9)	(88.6)	(85.7)	(86.7)	(79.2)
	1,002	1,296	602	717	1,605	2,013	1,024	1,351	725	889	1,749	2,240	1,062	1,427	865	1,088	1,927	2,515
うち未返還	(15.2)	(25.2)	(12.0)	(14.7)	(14.0)	(21.8)	(15.2)	(25.5)	(11.8)	(14.5)	(13.8)	(21.5)	(14.8)	(25.1)	(11.4)	(14.3)	(13.3)	(20.8)
	180	438	82	124	262	562	184	464	97	150	281	614	185	479	112	181	297	660
繰上返還額		304		331		635		281		363		644		280		412		692

(注)1. 上段()内は、「要返還」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員は、実人員である。

3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平 成 1 7 年 度						平 成 1 8 年 度						平 成 1 9 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸 与 残 高 (人員は、延人員)	1,912	21,882	1,321	20,636	3,234	42,518	1,915	22,574	1,527	24,669	3,442	47,243	1,930	23,073	1,751	28,937	3,681	52,010
返還を要する債権 (期日未到来分を含む)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
(人員は、実人員)	1,258	14,007	731	11,268	1,989	25,275	1,281	14,452	875	14,050	2,156	28,503	1,321	15,276	1,035	17,078	2,356	32,354
3か月以上の延滞債権 (人員は、実人員)	(11.0)	(7.9)	(6.4)	(6.7)	(9.3)	(7.4)	(10.9)	(7.9)	(6.2)	(6.7)	(9.0)	(7.3)	(10.5)	(7.5)	(6.0)	(6.5)	(8.5)	(7.0)
	138	1,104	47	760	185	1,864	139	1,137	54	937	194	2,074	138	1,139	62	1,114	200	2,253
うち6か月以上の延滞債権	(9.1)	(6.2)	(4.5)	(4.5)	(7.4)	(5.4)	(9.1)	(6.2)	(4.3)	(4.4)	(7.1)	(5.3)	(8.9)	(6.0)	(4.3)	(4.5)	(6.9)	(5.2)
	115	870	33	507	147	1,377	116	890	38	618	154	1,508	117	913	45	770	162	1,683
1日以上延滞債権 (人員は、実人員)	(14.3)	(11.1)	(11.2)	(11.9)	(13.2)	(11.5)	(14.4)	(11.2)	(11.1)	(11.8)	(13.0)	(11.5)	(14.0)	(10.9)	(10.8)	(11.6)	(12.6)	(11.2)
	180	1,557	82	1,343	262	2,900	184	1,618	97	1,664	281	3,283	185	1,659	112	1,976	297	3,635

(注)1. 上段()内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

2 学種別延滞者割合

区 分		平成18年3月末現在	平成19年3月末現在	平成20年3月末現在
		%	%	%
第 一 種 奨 学 金	高 等 学 校	14.9	15.0	14.6
	大 学	26.4	27.1	27.1
	大 学 院	11.0	10.9	10.7
	高 等 専 門 学 校	6.4	6.4	6.2
	専 修 学 校	11.6	11.2	11.1
	専 修 学 校	16.2	15.8	14.7
第 二 種 奨 学 金	高 等 専 門 学 校	11.9	11.8	11.4
	大 学	4.4	6.3	5.2
	大 学 院	11.7	11.5	11.1
	大 学 院	6.6	6.4	6.4
	専 修 学 校	15.2	14.8	14.2
合 計		13.9	13.7	13.3

(注) 延滞者割合 $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100 (\%)$ で延人員に
対するものである。

3 リレー口座加入状況

区 分		平成18年3月末現在	平成19年3月末現在	平成20年3月末現在
全 返 還 者 体	加入対象者数 (A)	1,936 千人	2,122 千人	2,343 千人
	加入者数 (B)	1,579 千人	1,788 千人	2,028 千人
	加入率 (B/A)	81.6 %	84.3 %	86.5 %
新 規 卒 業 生 (全 員 加 入 対 象 者)	卒業生数	248 千人 (平成17年3月卒業)	277 千人 (平成18年3月卒業)	299 千人 (平成19年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	180 千人	205 千人	225 千人
	加入者数 (B)	171 千人	195 千人	216 千人
	加入率 (B/A)	95.4 %	95.3 %	96.2 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

奨学金返還免除額

区 分	平成 17 年 度					平成 18 年 度					平成 19 年 度				
	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者 免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者 免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者 免除	計
第一種奨学金	728	3,375	2,398	551	7,052	724	6,781	1,794	5,927	15,226	789	7,446	1,502	8,166	17,903
	779	5,542	607	409	7,337	773	10,667	497	8,004	19,941	873	12,017	403	13,112	26,406
高等学校	173	-	992	-	1,165	179	-	665	-	844	173	-	524	-	697
	65	-	58	-	123	70	-	54	-	124	71	-	40	-	110
大 学	388	930	1,373	-	2,691	349	4,123	1,100	-	5,572	387	4,413	950	-	5,750
	455	847	543	-	1,844	395	5,441	438	-	6,274	440	5,872	358	-	6,670
大 学 院	136	2,441	-	551	3,128	161	2,657	-	5,927	8,745	192	3,025	-	8,166	11,383
	241	4,692	-	409	5,342	277	5,226	-	8,004	13,507	335	6,140	-	13,112	19,587
高等専門学校	11	4	33	-	48	11	1	29	-	41	7	8	28	-	43
	6	3	6	-	16	10	1	5	-	16	6	6	5	-	17
専修学校	20	-	-	-	20	24	-	-	-	24	30	-	-	-	30
	12	-	-	-	12	20	-	-	-	20	22	-	-	-	22
旧制学校	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0
	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0
第二種奨学金	386	-	-	-	386	449	-	-	-	449	497	-	-	-	497
	578	-	-	-	578	710	-	-	-	710	789	-	-	-	789
大 学	312	-	-	-	312	329	-	-	-	329	355	-	-	-	355
	470	-	-	-	470	533	-	-	-	533	581	-	-	-	581
大 学 院	28	-	-	-	28	32	-	-	-	32	29	-	-	-	29
	45	-	-	-	45	52	-	-	-	52	40	-	-	-	40
高等専門学校	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	2	-	-	-	2
	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	1	-	-	-	1
専修学校	46	-	-	-	46	88	-	-	-	88	111	-	-	-	111
	62	-	-	-	62	126	-	-	-	126	167	-	-	-	167
合 計	1114	3,375	2,398	551	7,438	1,173	6,781	1,794	5,927	15,675	1,286	7,446	1,502	8,166	18,400
	1,357	5,542	607	409	7,915	1,484	10,667	497	8,004	20,652	1,662	12,017	403	13,112	27,195

(注)1. 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。

2. 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

研 修 事 業 一 覧

研修会名	実施時期	参加者	対 象 者
1 学生指導関連の研修会			
全国学生指導研究集会	11月14日～16日	303人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、学生指導関係の業務又は研究に従事している教職員（原則として1年以上の経験を有する教員、及び1年以上の経験を有する係長以上の事務職員）
地区学生指導研修会	北海道 8月29日～31日 東北 8月1日～3日 東京・関東甲信越 7月18日～20日 東海・北陸 7月25日～27日 近畿 8月8日～10日 中国・四国 8月22日～24日 九州 8月22日～24日	49人 56人 111人 75人 116人 80人 113人	国公立大学・短期大学・高等専門学校で学生指導業務に1年以上従事する中堅事務職員
厚生補導研究協議会	9月26日～28日	129人	国公立大学・短期大学・高等専門学校における新任の学生関係部長相当職及び課長相当職にある者
厚生補導事務研修会	12月5日～7日	173人	国公立大学・短期大学・高等専門学校の厚生補導・学生指導担当の課長補佐相当職にある者又は係長相当職、主任相当職にある者
2 学生相談関連の研修会			
メンタルヘルス研究協議会(地区)	北海道・東北 11月8日～9日 北関東・甲信越 10月18日～19日 東京 11月8日～9日 東海・北陸 9月27日～28日 近畿 10月3日～4日 中国・四国 11月1日～2日 九州 9月20日～21日	99人 72人 88人 101人 108人 64人 84人	各地区の国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員
全国大学保健管理研究集会	10月10日～11日	659人	国公立大学・短期大学・高等専門学校等における保健管理業務の担当者及び研究者
学生支援合同フォーラム	1月22日～25日	272人	学生の相談業務、精神衛生業務に関わる国公立大学・短期大学・高等専門学校等の教職員
学生相談インターカーセミナー	12月18日	276人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、学生相談や窓口業務を担当する教職員
3 就職指導関連の研修会			
キャリア支援研修会	9月12日～14日	118人	国公立大学・短期大学・高等専門学校においてキャリア支援業務に従事する経験年数2年以上の教職員
4 修学指導関連の研修会			
教務事務研修会	10月24日～26日	267人	国公立大学の教務事務担当職員のうち教務事務経験が2年以上の者
5 留学生交流関連の研修会			
留学生担当者研修会	11月28日～30日	197人	国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設及び留学生関係団体職員で、原則として、留学生担当業務経験年数が2年以下の者
留学生交流研究協議会	7月5日～6日	432人	国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設の留学生交流関係教員、幹部事務職員及び関係機関等担当職員

障害学生修学支援関係セミナー等実施状況

名 称	期日	会 場	参加者	対 象 者	内 容
障害学生支援担当者講習会	11月9日	福岡教育大学	45人	九州地区の大学・短期大学及び高等専門学校 の障害学生に対する支援経験がない 教職員又は支援経験の浅い教職員	講演1 発達障害—その理解と支援— 事例発表1 小規模私立大学における発達障害学生の支援について —九州ルーテル学院大学の取組— 事例発表2 発達障害のある学生への気づきと取組について 講演2 発達障害のある学生のメンタルヘルス
ノートテイク養成研修会	6月16日	日本学生支援機構 東北支部	30人	宮城県内の大学・短期大学において聴覚障害学生のノートテイクとして支援活動に従事している (予定含) 学生、または宮城県内大学等の教職員	○拠点校である宮城教育大学及び筑波技術大学、仙台地区の関係大学、関係団体との連携の下に実施 <初心者編> ・聴覚障害と情報保障について (講義) ・情報保障の手段の紹介 (講義) ・聴覚障害学生の情報バリアのシミュレーション疑似体験 ・ノートテイク技術 (要約技術) の習得 (実技) ・ノートテイクとしてのマナー (講義) ・質疑応答
	12月2日	日本学生支援機構 東北支部	14人	宮城県内の大学・短期大学において聴覚障害学生のノートテイクとして支援活動に従事している 学生で支援活動歴1年を超える程度の者、または宮城県内大学等の教職員	○拠点校である宮城教育大学及び筑波技術大学、仙台地区の関係大学、関係団体との連携の下に実施 <経験者編> ロールプレイング ケーススタディ グループディスカッション 質疑応答
障害学生修学支援セミナー	3月14日	東京国際交流館 プラザ平成	255人	全国の大学・短期大学・高等専門学校の教職員	講演 ①発達障害とは ②共同研究「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究」～ケースブックの作成とチェックリストについて～ ③高等専門学校における特別支援教育の取組について ④初等中等教育における特別支援教育 ⑤障害者雇用をめぐる動向及び発達障害者に対する就労支援について

